

※売上金額については、消費税及び地方消費税を除いた金額で算定します。

いわき市・郡山市・福島市時短協力金申請に係るフローチャート

※福島県内（いわき市、郡山市、福島市）に対象店舗を有する方
※中小企業の方は、自らの申請方針を選択する際の参考としてください。

交付要件（申請受付要項の2（2）ア～キ）のすべてに該当し、以下の①②③いずれかに該当する飲食店で、協力金の対象施設となっているか？
①接待を伴う飲食店
②酒類を提供する飲食店
③飲食店営業許可を受けた飲食店（③はまん延防止等重点措置期間のみ）
※対象外施設についてはQ&Aを参照

はい

中小企業か？※¹
○飲食業
資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社
or
常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人
○サービス業（カラオケ店等）
資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社
or
常時使用する従業員が100名以下の会社及び個人

はい

令和元年8月または令和2年8月の飲食部門における1日当たりの売上が以下のどれにあたるか？
※1日当たりの売上＝令和元年8月または令和2年8月の飲食部門の売上金額÷31日
※郡山市の店舗については7・8月で算定し、62日で除する
A：25万円以下
B：25万円超

A

以下のア～エの区分に応じて申請に当たっての「売上の状況に関する資料」が異なりますので、別表1チェックリストの各区分に応じた書類をご準備ください。

ア 売上高方式により申請（2.5～7.5万円/日）
まん延防止等重点措置期間（3.0～10万円/日）

はい

イ 売上高減少方式により申請（0～20万円/日）

いいえ

令和元年8月または令和2年8月と比較して、令和3年8月の飲食部門における1日当たりの売上減少額が250,000円以下か。
※郡山市の店舗については7・8月で算定

B

郡山市内の店舗：
令和2年7月2日以降に開店
いわき市または福島市内の店舗：
令和2年8月2日以降に開店

中小企業か？
（中小企業の定義は※¹のとおり）

はい

令和2年7月2日または8月2日～時短営業要請日前日までの飲食部門における1日当たりの売上が以下のどれにあたるか？
郡山市内の店舗：
令和2年7月2日～令和3年7月23日
いわき市・福島市内の店舗：
令和2年8月2日～令和3年7月27日
※1日当たりの売上＝開店日～令和3年7月23日（いわき・福島の場合は7月27日）までの飲食部門の売上÷開店日から令和3年7月23日（いわき・福島の場合は7月27日）までの総日数（定休日含む）で除して算出
C：25万円以下
D：25万円超

いいえ

開店日から時短営業要請日前日までの飲食部門の1日あたりの売上と比較して、令和3年8月の飲食部門における1日当たりの売上減少額が250,000円以下か。
（郡山市の店舗については令和3年7・8月で算定）

はい

いいえ

D

ウ 新規開店特例による売上高方式により申請

C

エ 新規開店特例による売上高減少方式により申請

協力金の交付対象外です。

いいえ

いいえ